

開示要求開発の新しいアプローチ 草案、公表—IASB

去る3月25日、IASBは、「IFRS基準における開示要求—試験的アプローチ」(Disclosure Requirements in IFRS Standards—A Pilot Approach) 公開草案(以下、「本公開草案」という)を公表した。

本公開草案は、IASBが開示要求を開発する際の指針となる新しいアプローチ案と、このアプローチ案を適用して作成したIFRS 13号「公正価値測定」およびIAS 19号「従業員給付」の開示要求の修正を提案している。

この提案は、IASBが進めてきた財務諸表によるコミュニケーションの改善のために、「開示に関する取組み—的を絞った基準レベルの開示のレビュー」のプロジェクト(以下、「本プロジェクト」という)の一環として行われたものである。

新アプローチ案の内容

新しいアプローチ案には、「IFRS基準における

開示要求の開発および草案作成にIASBが用いる指針(案)」「(Draft Guidance for the Board to use when developing and drafting disclosure requirements in IFRS Standards)」という名称が付されており、注記開示の有用性を高めるために、必要となる開示事項を単純に列挙するのではなく、次のような形でIFRSの各基準書における開示要求を規定するとしている。

- ・対象基準書に関する財務諸表利用者の全般的な情報ニーズを示す全般的開示目的(overall disclosure objectives)を示す。
- ・全般的開示目的を達成するために必要となる財務諸表利用者の、より具体的な情報ニーズを示す個別開示目的(specific disclosure objectives)を示す。
- ・個別開示目的の達成のために、開示が必要となるか、

その可能性がある注記事項を個別開示目的に対応づけて示す。さらに、注記事項については、開示を要する事項と、場合によりその可能性がある事項を区分して規定する。

・個別開示目的を充足するため
の情報が、財務諸表利用者によりどのように利用されるか
についての説明を明示する。

IFRS 13号・IAS 19号等の 修正案

本公開草案では、このアプローチに基づく形で再構成・修正されたIFRS 13号、IAS 19号および関連する基準書等(IAS 34号「期中財務報告」およびIFRIC 17号「所有者に対する非現金資産の分配」)の修正案も示されており、新しいアプローチ案とともに意見募集の対象となっている。

IFRS 13号およびIAS 19号は本プロジェクトにおいて試験的な分野として取り上げられ、IASBは、本公開草案への意見を踏まえて、他の基準書についても修正の要否等を検討するとしている。

IASB理事の賛否

本公開草案には、13名のIASB理事のうち3名が、当局

による執行を難しくすること、財務諸表作成者の負担を増加させ、重要性判断への依存度を高めること、比較可能性を損なうことを理由に、反対の

国際会計

新型コロナウイルス感染症に関連するリースの賃料減免の期間延長、公表—IASB

去る3月31日、IASBは、新型コロナウイルス感染症に関連したIFRS 16号「リース」における賃料減免の会計処理の対象期間を延長する修正を公表した。

当該修正内容を提案する公開草案「2021年6月30日以降の新型コロナウイルス感染症に関連した賃料減免」IFRS 16号の修正」が、今年2月に公表されていたが、このような簡便法の使用期間が延長されることになる。

修正の内容

修正前では、当該救済措置の適用される賃料は、2021年6月30日以前における期日のリース料までが対象とされていた。

今回の修正によって、この期日が2022年6月30日に延長されることになった。

今回の修正によって、この期日が2022年6月30日に延長されることになった。

修正の経緯

昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による世界経済の混乱において、賃手が借手に対して一定の期間、賃料の猶予や値下げという形により賃料の減免措置をすることがあり、こ

立場を表明している。

コメント期限

本公開草案への意見募集の期限は2021年10月21日まである。

米インフラ投資の課題

バイデン米大統領は3月31日、インフラや研究開発へ2兆ドル超の投資を8年間で計画を発表した。主な内訳は、道路、橋、鉄道、EV充電設備などに6,200億ドル、高齢者や障害者向けの介護サービスの拡充に4,000億ドル、製造業の強化策に5,800億ドル、高速ブロードバンドの全国的な導入などに6,500億ドルなどだ。

こうしたデジタル投資に重点を置いた政策に対しては、ハイテク株を中心に株式市場の反応も良好だった。また、財源については、法人税率を21%から28%への引上げ、海外での利益に対する課税率を2017年のトランプ減税時の10・5%から21%への引上げで対応する。これは、連邦政府による課税逃れを封じる手段でもある。

も一定の配慮を示した形だ。これで政権発足後の主な財政支出は、感染症対策の1・9兆ドルに続いて今回で合計4兆ドルを超える規模だ。バイデン政権は、4月中にも子育て支援や医療保険の拡充などの成長戦略も追加する見通しで、財政支出のさらなる拡大が想定される。

8年間とはいえ、今回の財政支出の拡大規模は大きく、共和党や商工会議所などは政府債務の増加や、増税については否定的な反応だ。

年明けに1%台に乗せたアメリカの長期金利は、3月末時点で1・7%台の半ばまで急上昇し、その上昇傾向は持続している。現時点では、労働参加率の低下などの理由で、物価上昇から長期金利急上昇へつながる動きは限定的とみられる。一方で、増税反対論への配慮は財政支出拡大に伴う国債発行増加につながるため、長期金利上昇の大きな要因となり得る。特、に今後労働環境が好転した場合には物価上昇要因も加わり、長期金利上昇が加速する懸念は残る。

経理に「効く」法律雑学

前科になる？ ～さまざまな「処罰」概念

白川 敬裕

「これって、前科がつくんでしょか……」。訴えられて裁判の被告になったクライアントから、このような質問を受けることがあります。「前科」という言葉は法律用語ではなく、一般的には「有罪判決により刑を言い渡されたこと」を意味します。このような前科がつくか否かは、その裁判が「民事」「刑事」かによります。ざっくりと、「民事」は「弁償」、「刑事」は「処罰」と言い換えると、イメージしやすいかもしれません。たとえば、従業員が会社のお金を横領したとします。その場合、従業員は、横領したお金を会社に「弁償」する義務を負います。同時に、横領罪で「処罰」されて刑務所に行く可能性もあります。会社が従業員を被告として「弁償」を求める裁判が「民事裁判」、検察官が従業員を被告人として「処罰」を求める裁判が「刑事裁判」です。前科がつくのは、「刑事裁判」で有罪の判決を受けた場合です。

「民事」と「刑事」では、「誰

が裁判所に訴えるのか」という点も異なります。「民事裁判」を起こすのは、被害者本人（前記の例でいえば、「会社」）です。これに対し、「刑事裁判」を起こせるのは、「検察官」になります。日本の法制度上、容疑者を「刑事裁判」にかける権限は、「検察官」が有しているからです（刑事訴訟法247。「国家訴追主義」）。そのため、被害者本人が、「この人を処罰してください」という刑事裁判を起こすことはできません（ただし、「検察審査会」という制度により、検察官が不起訴とした事件であっても、刑事裁判にかけられることがあります）。

論がなされてきたそうです（菅野和夫「労働法 第十二版」弘文堂2017年）659頁。判例は、会社に企業秩序遵守の義務があることを根拠に「会社は企業秩序違反行為に対して制裁として懲戒を課すことができる」としています（関西電力事件、最判昭58・98労判415頁29号）。ただし、会社が懲戒の処分をするには、前提として、懲戒の事由と手段が就業規則等に明記されている必要があります（労基法89九）。

「処罰」という言葉を聞いて、会社が従業員に課す「懲戒」を思い浮かべた方もいるかもしれませんが、会社は、従業員に規律違反等があった場合、減給、懲戒解雇といった処分をすることがあります。このような「懲戒」は、「弁償」ではなく、「処罰」ですから、明らかに「刑事」的です。なぜ会社は、従業員を「処罰」することができのでしょうか。この点は、労働関係の本質にまで遡る哲学的問題として古くから多くの議論がなされてきたそうです（菅野和夫「労働法 第十二版」弘文堂2017年）659頁。判例は、会社に企業秩序遵守の義務があることを根拠に「会社は企業秩序違反行為に対して制裁として懲戒を課すことができる」としています（関西電力事件、最判昭58・98労判415頁29号）。ただし、会社が懲戒の処分をするには、前提として、懲戒の事由と手段が就業規則等に明記されている必要があります（労基法89九）。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日 付	法 規 等	出 所	備 考	掲載号
2021年 3月26日	公開草案「規制資産および規制負債」のコメント期限延長	IASB	料金規制事業を営む企業の開示について定める公開草案「規制資産および規制負債」に関して、当初、2021年6月30日としていたコメントの期限を、7月30日にすることとした。 https://www.ifrs.org/news-and-events/2021/03/iasb-decides-to-extend-comment-period-rra/	2021年 2月20日号 情報ダイジェスト 参照
2021年 3月26日	改正企業会計基準適用指針30号 「収益認識に関する会計基準の適用指針」	ASBJ	収益認識会計基準について、検計日基準を使用する電気事業およびガス事業における代替的な取扱いを認めるもの。 https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/implementation_guidance/y2021/2021-0326.html	2021年 4月10日号 情報ダイジェスト 参照
2021年 3月29日	スタートアップとの事業連携に関する指針	経産省	2020年11月公表の「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」の内容を踏まえ、NDA契約やライセンス契約等の契約に関して、スタートアップと連携事業者間で生じやすい問題事例やその解決に向けた考え方等を取りまとめたもの。 https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210329004/20210329004.html	—
2021年 3月30日	実務対応報告公開草案61号 「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い(案)」	ASBJ	グループ通算制度を適用する場合の税効果会計等に関する会計処理および開示について定めるもの。コメント期限は2021年6月11日。 https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2021/2021-0330.html	2021年 4月10日号 情報ダイジェスト 参照
2021年 3月31日	法律第11号 所得税法等の一部を改正する法律 等		デジタルトランスフォーメーションの促進に係る税制上の措置や、電子帳簿保存制度の要件の大幅緩和等が行われている。あわせて、関係する政省令も公布されている。 https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/204diet/index.htm	—
2021年 4月2日	LIBORを参照する金融商品の金利置換に伴う税務上の取扱いについて	国税庁	2021年12月末にLIBORの公表が恒久的に停止されることに伴い、LIBORを参照する金融商品のヘッジ会計を行う際に生じる税務処理について、実務対応報告40号と平仄をあわせた処理を認める事例。金利指標の置換時点は、「決済時」や「デリバティブ取引等を行った時」には該当せず、ヘッジ処理の継続が認められること等が示された。 https://www.nta.go.jp/law/bunshokaito/hojin/210225/index.htm	—

証 券

好スタートを切った新年度の株価

今後の株価を予想する1つの手がかりになるとも考えられている新年度の株価は、前年度末を底に連続高でスタートした。配当落ちという期末のハードルをすぐにクリアしての連続上昇である。これは、日本株に対する投資家の買い意欲の強さを示すものといえるとの声もある。さらに、1日の株価上昇幅は大きくなく、着実に上げていることが注目される。これは個人投資家を中心に売り株も多いことが要因とされ、投資家にはパブルへの警戒や、「高所恐怖症」も生まれているという指摘を裏づけている。見方を変えれば、これは今後の堅実な株価上昇を期待させるものともいえる。

状況が、マイナスに影響している。一方で、製造業は景況感がプラスに転じるという回復ぶりである。製造業の企業収益は、今後上方修正も期待されている。

国内情勢からは、今後の株価見通しは明るいといわれるが、日本株にも大きな影響を及ぼすとされる米株式市場の動向は、注視する必要がある。

アメリカでは、バイデン政権の政策が動き始めた。まず経済面では、コロナ禍による不況対策として、大幅な財政支出が発表されている。個人への現金給付は国民からも歓迎の声が多く、これは個人投資家の株式投資資金になるとの見方もある。巨額の財政支出を賄うのは、

もとより、株価変動の基本要因は、景気や企業収益の動向である。4月1日に、景気指標の代表、日銀短観が発表されたが、景気は製造業と非製造業での二極分化が明確になった。非製造業はコロナ禍で、旅行・レジャー・外食などのサービス業が営業制限を強いられるという

国債の大量発行、そして増税である。法人税の増税は、トランプ前政権が行った法人税減税を廃止し、元の水準に戻すものだ。トランプ減税では、アメリカ株価は大きく上昇した。今回の増税発表には、まだ株価は反応していないようだが、今後の展開が注目される。